

プレミアム付商品券事業について

- 消費税・地方消費税率の10%への引上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、**地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を国が全額補助。**

1. 購入対象者

- (1) **2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
(2) **学齢3歳未満の子（2016.4.2～2019.9.30^(注)までの間に生まれた子）が属する世帯の世帯主**

(注) 消費税・地方消費税率引上げ日の前日

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1. (1) の該当者：券面額 2.5万円（販売額 2万円）
②上記1. (2) の該当者：券面額 2.5万円（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：**20%**（プレミアム補助額：**5千円**）
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- 取扱事業者：**市区町内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：5百円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。
等

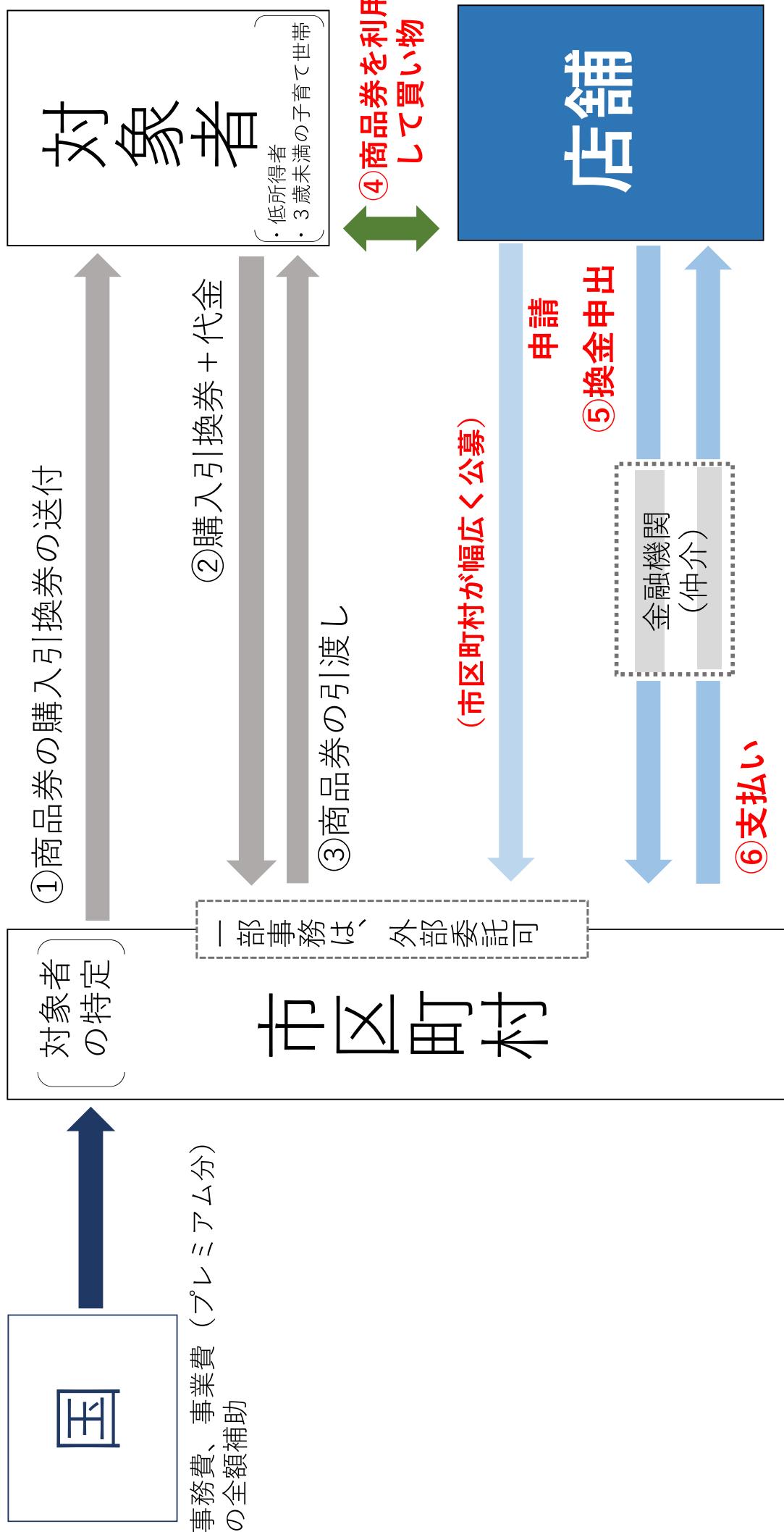
上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し。

3. 予算

- 31年度予算： **1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

プレミアム付商品券事業の実施イメージ

2



市区町村における標準的作業のイメージ

(2月頃) 自治体内部の事務局体制の構築
2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上（国補正予算活用）。残額があれば繰越。
2019年度中の自治体準備経費、アレミアム分の補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上（国当初予算活用）。

(2月～夏頃)

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券使用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整 等

(6月頃) 住民税非課税者（課税基準日：1／1）に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備
6／1時点住基台帳から三歳未満児子育て世帯主の抽出 ※7／31、9／30時点でも追加実施

(7月～8月頃)

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。
購入引換券の作成、送付準備

(9月頃～) 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分・6／1基準日分は9月中旬頃に発送。
7／31基準日分、9／30基準日分については準備でき次第できるだけ早く発送。

(10月～2月頃) 購入引換券を提示し商品券販売（分割販売）※販売開始は、使用開始よりもやや早めとすることもある。
(10月～3月頃) 商品券の使用・換金処理

※ 3月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が3月末を越える場合は繰越を想定。

【商品券イメージ】

【購入引換券様式イメージ】

(表)



○○市プレミアム付商品券購入引換券	○○〇〇 ○○県〇〇市・・・	購入者氏名	○○〇〇
		購入者住所	○○〇〇
		購入単位	4 0 0 0 円 (利用可能額 5 0 0 0 円)
		購入回数	5 回

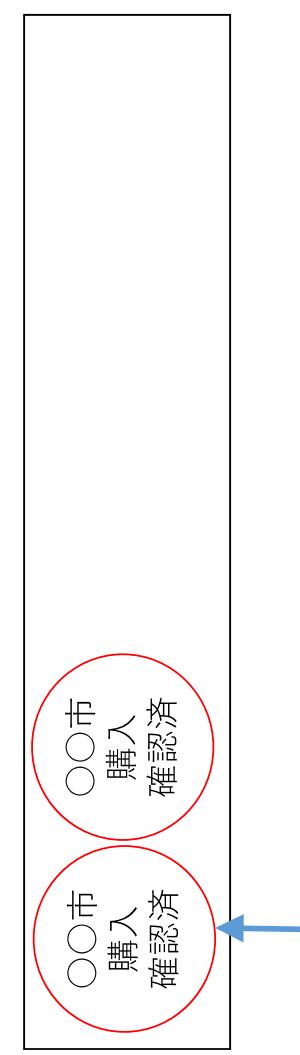
(市域外転出者の方へ)
本購入引換券はお住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と
交換できます。

(裏)

「元気」川口商品券(プレミアム付き商品券)のご利用について

- この商品券は、川口市内の「元気」川口商品券加盟店の表示があるお店等でのみ使用できます。
- この商品券の裏面に番号がないものは、無効です。
- この商品券の利用は、1人あたり6万9千円(プレミアム分を含む)を限度とします。
- この商品券の利用できないもの: 汚損性の高いものの商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど)
- 土地および家の購入代金
- 領券券第5条項に規定する化粧品販売業に係るもの
- 「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの販売業
- 地方公共団体への支払い
- 加盟店が利用を不可とした商品
- その他、法律で商品券による購入が禁じられている。
- この商品券は、おつりは出ません。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 商品券で購入した商品等については現金及び当該商品券による返金はできません。
- その他、この商品券は発行事業者の定めにより実施します。
- 商品券は共通券、専用券の2種類です。加盟店に掲示したボスダーチ等で、どちらを使用できるのかご確認ください。

【購入確認欄】



購入単位1単位を購入する毎に「購入済」印を押印